

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく研究機関に対する平成27年度履行状況調査の経緯について

平成25年、論文におけるデータのねつ造等という研究における不正行為の事案と、公的に助成されている研究費の不正使用の事案が発生し、社会的に大きな問題となった。

文部科学大臣決定として、新たなガイドラインを策定(平成26年2月)

ポイント:従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応を強化

厚生労働省においても所要の読み替えを行い、平成26年3月31日に大臣官房厚生科学課長決定として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(以下、ガイドラインという。)を発出。

国による研究費の管理・監査体制に関するモニタリング強化

【厚生労働省による研究機関に対するモニタリング等(ガイドライン第7節より)】

- ① 平成27年度の厚生労働科学研究への申請時に研究機関は「体制設備等自己評価チェックリスト」(以下、チェックリストという。)を厚生労働省へ提出する。
- ② 厚生労働省は、チェックリストの確認だけでなく、毎年度、「履行状況調査」の実施方針等を定め、一定数を抽出し、研究機関の体制整備等の状況について書面調査及び現地調査等を実施する。
- ③ 「履行状況調査」の結果、体制整備・運用に不備があると判断された研究機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置を講じることとなる。